

# 健康事業団だより

新型コロナウイルス感染の第4波への懸念が高まる中、令和3年度がスタートしました！健康事業団内でも人事異動や新規採用により、担当者の変更など生じております。今年度もどうぞよろしくお願い致します。



## 健康診断を実施しましょう！！

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

### ◆健康診断の種類◆

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断	常時使用する労働者 ※	雇入れの際
	定期健康診断	常時使用する労働者 ※	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断	労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断	海外に6か月以上派遣する労働者	海外に6か月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

※「常時使用する労働者」とは、必ずしも正社員に限らず、一定の条件を満たしたパートやアルバイトでも該当する場合があります。

また、有害な業務に常時従事する労働者等に対し、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回（じん肺健診は管理区分に応じて1～3年以内ごとに1回）、それぞれ特別の健康診断（特殊健診、じん肺健診、歯科医師による健診）を実施しなければなりません。

## “受けさせておしまい”ではありません。

健康診断実施後にも事業者の取組事項が細かく決められています。どれか1つでも欠けていると、健康診断が正式に行われていなかったと認識されてしまう恐れがあります。健診によって、結果の保管年数が異なったり、労働基準監督署への報告が不要な場合もあります。

ご不明な点は、労働局や労働基準監督署へお問い合わせください。

### ◆健康診断実施後の事業者の取組事項◆

- 健康診断結果の記録
- 結果についての医師等からの意見聴取
- 健康診断実施後の措置
- 健康診断結果の労働者への通知
- 健康診断結果に基づく保健指導
- 健康診断結果の所轄労働基準監督署長への報告



新規採用者の  
雇入れ時健診の  
実施をお忘れなく！



詳しくは → [労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しよう](#)



# 新しい検診車が完成しました。



去る2月8日にマンモグラフィ検診車、3月25日に胸部デジタル検診車(2台)が納車されました。健康事業団前の桜がきれいに咲き誇る中、1月に完成したCT検診車も含め、交通安全祈願を行いました。

新しい検診車は  
カモメのデザイン  
が目印です★



## 令和3年4月1日～特定化学物質が追加されます。

～特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正～

厚生労働省は、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則(特化則)等を改正し、特定化学物質(第2類物質)に「溶接ヒューム」とこれまでマンガンから除外されていた「塩基性酸化マンガン」を追加しました。

これにより、特定化学物質等作業主任者の選任や特殊健康診断及び作業環境測定の実施が義務付けられることになりました。

詳しくは →

厚生労働省 特定化学物質



## 春は心身の疲れにご用心

春は、気温高低差に伴う体温調節や新しい環境での心の疲労など、いきなりの変化に順応することができず、体と心にストレスを与えてしまい、自律神経も乱れがちになってしまいます。あなたご自身に下記のような症状はありませんか?また、あなたの周りに該当する人はいませんか?



### 心のバランスを整えるには??

- ★生活のリズムを整える
- ★栄養バランスのよい食事を摂る
- ★休養をとる
- ★体温調節をしっかり行う



＼CT検診車も完成しました／



## 公益財団法人 長崎県健康事業団

〒859-0401 諫早市多良見町化屋 986-3

TEL 0957-43-7131 (代表) FAX 0957-43-7139

<http://www.npmhc.jp>